2022年度南部地区テニス協議会総会資料

日時:2022年5月15日(日)総会16:00-18:00、南部大会運営委員会18:00-

場所:大宮工房館会議室

1. 総会出席数の確認(敬称略)

小林事務局

1. 戸田市(横山会長) 2. 川口市(齊藤) 3. 蕨市(吉澤) 4. さいたま市(欠席)

5. 上尾市(欠席) 6. 北本市(坂井) 7. 桶川市(大関) 8. 北足立郡(欠席) 南部協議会、関副会長、事務局、会計、

2. 総会招集挨拶 横山会長

3. 議長選出 小林事務局

4. 報告事項

(1) 一般業務報告 小林事務局

(2) 2021年度事業報告 小林事務局

(3) 2021年度決算報告 冨永会計担当

(4) 会計監査報告 北本市テニス協会

5. 議事

(1) 2022年度事業計画(案) 小林事務局

(2) 2022年度予算(案) 小林事務局

(3) 役員選任 小林事務局

(4) 後期役員会討議事項その他 小林事務局

(5) その他

6. 閉会のことば 関副会長

南部地区テニス協議会 横山 博

4. 報告事項

(1) 一般業務報告

年初より新型コロナ感染症対策として緊急事態宣言により、県下のテニス行事は緊縮や制約がかけられておりました。一方、テニスコート等屋外施設は with コロナの考え方から厳重な感染症対策の上で解放されており、南部協議会としても、テニス愛好家の精神的開放を配慮し、万全の感染対策を持って選手が安心してテニスの楽しさが実感できることを目指して事業を実施いたしました。

結果的に、本協議会事業は滞りなく敢行できたことを報告させていただきます。

(2)

2021年度事業報告

事業名	日程	会場	内容			
南部協議会総会	5月16日(日)	大宮工房館	2020年度の事業、決算、2021年度の事業計画、予算に ついて承認された。			
南部大会 運営委員会	5月16日(日)	大宮工房館	南部大会のドロー作成と運営の打ち合わせ。			
南部郡市ルール& 指導者講習会	5月16日(日)	上尾市総合 スポーツセンター	講師、ルール講習会、宮崎若子、松下広子氏、指導者講習会、黒田祐加氏による講習、さいたま市、戸田市各1名の役員派遣			
	6月5日(土) 6月6日(日) 6月13日(日)	川口市青木町公園 (12面)				
	6月12日(土)	上平公園 テニスコート(12面)	*参加数848組(一昨年比148組2割増し)の参加により、 荒 川北クレーコートを予定していたが、雨天により3日間			
南部大会	6月19日(土)	天沼テニス公園 (11面) 上平公園テニスコート (12面) 岩槻文化公園(5面)	- 氘			
	6月26日(土) 7月10日(土) 7月17日(土)	岩槻文化公園 (5面)	* 県大会推薦 一般男女単複のベスト8を秋県大会予選へ ベテラン男女単複優勝者を秋県ベテラン本戦WCへ			
	6月26日(土) 6月27日(日) 7月3日(土) 7月4日(日)	荒川総合運動公園 北側(8面)				
都市対抗南部地区 予選会運営会議	10月24日(日)	大宮工房館	主管:川口市、会場:青木町公園テニスコートにおいて、 参加5市のドロー組合せと大会運営に関する取り決め 実施。			
第36回都市対抗 南部地区予選会	11月7日(日) 14日(日)	青木町公園テニスコート	さいたま市、蕨市、戸田市、北本市、川口市が参加、大会結果、1位:さいたま市、2位:川口市、3位:戸田市、4位:蕨市が県予選会へ勝ち残り。			
後期役員会	11月28日(日)	大宮工房館	2022年度の事業まとめおよび次年度の事業計画案作成			
会計監査	2022年 3月27日(日)	大宮工房館	2021年度会計監査 (各協会持回り:担当北本市テニス協会)			
会計報告	3月31日(木)		埼玉県テニス協会へ会計報告			

(3) 2021年度県南協議会決算報告(¥)

総計

収入	支 出	差引残高(繰越金)		
2,689,960	1,579,943	1,110,017		

収入	南部大会	1,848,900
	都市対抗南部大会	103,150
	利息 2/22	3
	利息 8/16	5
	計	1,952,058
	2020年度繰越金	737,902
	合計	2,689,960

支出	事務局費	201,090
	南部大会	1,234,768
	都市対抗南部大会	144,085
	合計	1,579,943

2021年度南部大会収支報告(¥)

総計		
収 入	支 出	差引残高
1,848,900	1,234,768	614,132
収入		
参加費	1,764,000	
セットボール売却	80,700	
雑費	4,200	賞品売上、参加費スエヨシカズチカ
合計	1,848,900	
支出		
運営委員会費		事前打合せ、会議室、日当、主管補助費
大会役員費		役員日当、弁当、飲み物
施設、諸費用	768,860	コート、ボール、賞品
保険料	,	キャビン
雑費	2,731	振込手数料、コピー代
返金	74,000	
合計	1,234,768	

2021年度都市対抗南部予選会収支報告(¥)

収 入	支 出	差引残高
103,150	144,085	▲ 40,935
収入		<u> </u>
参加費	100,000	北本市、さいたま市、川口市、戸田市、蕨市
セットボール売却	3,150	
	103,150	
支出		
運営委員会費		事前打合せ、会議室、日当、主管補助費
大会役員費	40,398	役員日当、弁当、飲み物
施設、諸費用	73,030	コート、ボール、賞品
保険料	1,400	キャビン
雑費	1,155	振込手数料、コピー代
合計	144,085	

2021年度事務局収支報告(¥)

会議費		総会、後期役員会
会計監査		2020会計監査(3,000円×3人)
事務局経費	50,000	事務局4万円、会計1万円
コピー代		
雑費	100,000	
合計	201,090	

(4) 会計監査報告

会 計 監 査 報 告 書

南部郡市テニス協議会、2021年度事業内容に関わる収支決算について、会計目録及び付属の経理、並びに、関係入出金書類を監査した結果、適正かつ正確に処理されていることを、確認したことを報告いたします。

2022年 3月27日

南部郡市テニス協議会

会長 横山 博 様

監事

北本市テニス協会

极井裕治霞

5. 議事

2022年度事業計画

2022年及事業計画									
事業名	日程	会場	内容 ポイント	要項 案内 発送	申込 締切	運営 委員 会	担当 (主管協 会)		
南部大会 運営委員会 南部協議会 総会	5月15日(日)	大宮工房館	南部大会ドロー会議 2021年度事業報告、決算、2022年度 事業計画案、予算案	4/1	4/20	5/15	事務局		
ルール&指導者 講習会	5月8日(日)	上尾市総合 スポーツセン ター	AM:ルール講習会/ PM:指導者講習会/	3月	5月	I	南部 協議会 (さいた ま、上尾 市)		
	6月4日(土) 6月5日(日) 6月12日(日)	川口市青木町 公園 (12面)	参加種目:				川口市		
	6月11日(土)	上平公園 テニスコート (12面)	一般男女単複、ベテラン(45~5才刻 み)男女単複 *一般、ベテランのどちらか選択(単 複両方も参加可)				上尾市		
	6月18日(土)	天沼テニス 公園(11面) 上平公園 テニスコート	県大会推薦: 一般男女単複のベスト8を秋県大会予 選へ		4/20 (さい たま 市へ 4/23)	5/15	さいたま 市		
南部大会		(12面) 岩槻文化公園 (5面)	ベテラン男女単複優勝者を秋県ベテラン本戦WCへ	4/1			上尾市		
	6月25日(土) 7月9日(土) 7月16日(土)	岩槻文化公園 (5面)	* 南部テニストーナメント主管郡市の分散化上尾市、川口市、さいたま市へ				さいたま 市		
	6月19日(日) 6月25日(土) 7月2日(土) 7月3日(日)	荒川総合運動 公園 北側(8面)	・* 会場確保状況に合わせて、種目を増加し採算性向上 を図る。				さいたま市		
都市対抗南部 予選会 運営委員会	10月23日(日)	大宮工房館	第36回都市対抗南部地区予選会の運 営員会	10/1	_		事務局		
第36回 都市対抗 南部地区 予選会	11月6日(日) 予備日13日(日)	川口市青木町 公園 (12面)	8郡市へ要項案内を送る。	10/1	10/10	10/23	南部協議会		
後期役員会	11月27日(日)	大宮工房館	2022年度の事業まとめおよび次年度 の事業計画	11/3	_		事務局		
会計監査	2023年 3月26日(日)	大宮工房館	2022年度会計監査 (各協会持回り:担当北足立郡テニス 協会)	_	_	_	事務局		
会計報告	3月31日(金)		埼玉県テニス協会へ役員推薦、会計、事業計画報告	_	_	_	事務局		

(2) 2022年度予算

2021年度繰越金	1,110,017			(単位¥)
大 会 名	収入	支 出	差引残高	備考
南部大会	1,850,000	1,230,000	620,000	2021年度決算資料参照
第36回都市対抗南部地区予選会	120,000	140,000	▲ 20,000	参加市増加

事務経費

南部地区ルール&指導者講習会		6,000		3000円×2名
会議費		40,000		総会、後期役員会、コピー代
会計監査		10,000		会場費、3000円×3名
事務局代(年間)		50,000		事務局40,000円会計10,000円
都市対抗全国大会派遣費負担		0		三重大会中止
雑費		20,000		
予備費		10,000		
計		136,000		
合計	1,970,000	1,506,000	464,000	
2022年度繰越金	1,574,017			

(3) 2022年度役員選任

		会長	横山 博	(戸田市)	県協会常務理	事	
副会長	関 賢治	(蕨市)			佐藤 充	(川口市)	
理事	大吉 哲郎	(上尾市)			清水 宏明	(さいたま市)	
	大関 秀俊	(桶川市)			坂井 裕治	(北本市)	県協会理事
	小栗 章弘	(北足立郡)			田代 敦	(蕨市)	
監事	8郡市持ち回り	(2022年度北京	足立郡)				
事務局	小林 一幸	(さいたま市)	連絡責任者	県協会理事			
事務局委員	国永 純子	(さいたま市)	事務会計				
事務局窓口	小林 一幸 TEL	:080-1206-757	71 MAIL: nanb	ou@saitamacityt	ajp		

(4) 2021 年度後期役員会討議事項

- ① 都市対抗南部予選会は埼玉県テニス協会より、極力、協議会加盟全郡市の参加を促してゆく旨の談話 有り。
- ② 荒川北クレーコート会場が雨天による使用不確定さがあり、同じさいたま市河川敷にある西遊馬ハードコート 10 面を代替えの使用可否について、種目、年齢等を考慮の上で、採用を継続して検討してゆく。
- ③ 都市対抗南部予選会の来年度コートは青木町 11/6.13 で予定。 今後、天沼会場、青木町会場の 2 年交代制のために両市ともにコート確保が困難(毎年の方が取りやすい)、そのため面数、施設面から判断し 2023 年度から青木町会場一か所での開催で進めることで検討してゆく。ただし、役員については、全市協力の下で運営支援する。
- ④ 協議会 HP は、さいたま市、川口市 2 か所へ情報提供してきたが、食い違いや時間差等混乱のもとであり、以降さいたま市の HP にある南部協議会欄を南部協議会公認 HP とする。各市での協議会情報はさいたま市テニス協会へリンクを貼って閲覧してゆく事とする。
- ⑤ 都市対抗南部予選会における優勝カップの代替えとするレプリカについて、毎年 6000 円余りの経費と 有効性の効果の形骸化を配慮し、開会式の形式重視、未体験の郡市の願望もあり、優勝郡市の希望に 応じて翌年のレプリカを従来のカップ式(初回のみ)か簡便な帯式の選択としてゆく。
- ⑥ 南部協議会役員について川口市より代表理事を川口市副会長齊藤氏から会長佐藤氏へ変更要望。来 年度総会にて決議する。

(5) その他

埼玉県南部地区テニス協議会規定

埼玉県南部テニス協議会 事務局

南部地区テニス協議会:運営(主催、主管する事業等と事務局)に関する内部規定を 設ける。

- 協議会経費支給規定
- 1. 事務局関連経費
 - (1)事務局担当手当

年間 40,000 円

(総会、運営委員会の資料作成と開催準備・大会要項作成・問合せ等) 会計補助手当 年間 10,000 円

(2)会議費(理事会、ドロー会議等)

半日3,000円、1日5,000円

(3) 講習会等事業派遣手当

半日3,000円、1日5,000円

(4) 功労者記念品代(協議会貢献者:役員会で協議決定) 10

10,000 円

- 2. 大会関連経費
 - (1)大会運営(主管)補助費 年間 60,000 円を主管郡市で振分け (大会の前準備、大会運営、大会後の処理全てを担当し、具体的にはコート、 備品の確保、会計報告、記録処理等を行う。)
 - (2) 南部大会ドロー作成費用

20,000 円/担当郡市

(郡市からの参加者データを基に運営委員会で決定したドローの作成。)

(3)都市対抗全国大会出場補助金

県テニス協会補助の半額

(4)役員(運営委員)日当

5,000 円+1,000 円 (時間超過の場合)

<了解事項>昼食、夕食にかかる場合は食事代、飲み物を支給する。1,000円+飲み物

- 大会運営委員会規定
- 1. 南部大会
 - (1)参加資格:南部地区郡市に在住、在勤(在学)又は在クラブしており、その郡市の会員登録者。但し、県大会参加資格者は参加不可。
 - (2) シード選手を下記の方法で選出する。

優先①前年度南部大会の1位、2位. B4, B8 までピックアップ。

優先②直近の県大会、前県大会実績評価

優先③前年度南部大会 B16 や各市からの推薦者

<了解事項>大会申込み後に県大会参加資格を獲得した場合は所属のテニス協会又 は大会担当者へ速やかに届け出ること。

(参考) 県大会参加資格:南部地区テニス協会の会員で埼玉県在住、在勤の県テニス協会会員とする。

- (2)参加費返金
 - ①運営委員会(ドロー会議)までに出場辞退をした場合は、ドローに掲載せず、通知 の上返金する。
 - ②運営委員会後の出場辞退はドローに載るも、返金なし。
- (3)ペナルティー

参加資格等に違反した場合は、発覚した時点で失格とする。ペナルティー委員会で審議し処遇を決定する。

<了解事項>開催までの日程

要項発送:4月第1週(火)-申込み締め切り4月第4週(火)-郡市データ締切5月7日-ドロー会議5月3週(日)-大会開始6月2週(日)を原則とする。

- 2. 都市対抗南部地区予戦会
 - (1)参加資格
 - ①当年度 6 月 30 日時点で出場郡市に在住又は在勤しており、その郡市に会員登録されている埼玉県テニス協会会員であること。但し、転宅、転勤等の場合のみ、前年度以前の出場郡市が変更できる。
 - ②該当年齢、③大学生、④在住、在勤の定義、⑤出場資格違反等は原則、県協会規定とする。
 - (2)試合方法
 - ①トーナメント方式で実施。
 - ②本戦、③親善試合(親善試合でも本戦と同一対戦の場合は本戦結果による。) ④試 合順序、⑤初回戦と打ち切り等は原則、県協会規定とする。

選手選考(H29.2.6付けの都市対抗県予選会通達(別紙))による。

- ③シードは前年度県大会結果を基準とするが、同率の場合は前年度南部地区予選も配慮する。
- (3)注意事項:原則県協会規定とする。
 - ①ベテランと一般の重複参加不可。
 - ②4ポイント終了後の選手変更は1回のみとする。
- (4)参加費:20,000円/郡市
- <了解事項>開催までの日程

要項発送:10月1日-申込み締め切り10月10日3週(木)-ドロー会議10月4週(日)-大会開始11月3日(祝)-予備日11月2週以降の(日)を原則とする。

規定改定は役員会に諮り、総会報告とする。

- (1) 本規定は従来より南部地区協議会運営で行われていた事項を文章化しまとめたもので、2017年5月14日 施行
- (2) 2018年5月14日 一部改訂施行
- (3) 2019年5月12日 一部改訂施行。元号を西暦表示とする。
- (4) 2020 年 5 月 10 日 一部改訂施行
 - ・ 経費支給規定、各郡市の南部大会データ入力費を削除
 - ・ 大会運営委員会規定、2. (2)③シード基準追記

埼玉県南部郡市テニス協議会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は埼玉県南部郡市テニス協議会と称する。
- 第2条 本会は埼玉県南部地区におけるテニスの普及振興、テニス愛好者の技術向上及び 親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために埼玉県テニス協会に所属し、次の事業を行う。
 - 1. 南部地区各種大会及び講習会の開催
 - 2. 県大会への選手派遣
 - 3. その他本会目的達成に必要な諸事業
- 第4条 本会は事務局を会長指定の場所に置く。

第2章 会 員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。 南部地区内各郡市テニス協会

第6条 入退会は本会総会の承認を要する。

第3章 役 員

- 第7条 本会は次の役員を置く。任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第8条 会 長 1名 (県の理事を兼ねる)

副会長 若干名(県の理事を兼ねる)

理 事 各郡市テニス協会より選出された1名

会 計(事務局) 1名 監事 1名

<諒解事項>南部協議会所属の県協会常務理事は理事資格を有する。

- 第9条 1.理事の互選により会長、副会長(兼 県理事)、会計(事務局)を選任する。 監事は理事以外から選任する。
 - 2.会長は本会を代表し、会務を統括し、議長となる。
- 第10条 会計は本会の経理にあたる。
- 第11条 1.役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
 - 2.役員補充による役員の任期は前任者の残余期間とする。

第4章 会 議

- 第12条 1. 定期総会は原則として毎年1回5月に開催し、次の議案を審議する。
 - (1)事業計画及び事業報告
 - (2)収支予算及び決算
 - (3)その他必要事項
 - 2. 理事会は11月の定期開催と必要に応じて臨時に開催することができる。
- 第13条 定期総会・理事会は会長が招集し、その目的・日時及び場所を通知しなければならない。
- 第14条 <u>1.</u>総会・理事会は出席者理事の過半数の同意をもって決する。可否同数のとき は議長がこれを決する。
- <u>追加項目 2.会議の構成員は、書面により、また代理人に委任することにより議決に参加することができる。</u>

<諒解事項>総会出席者は協議会理事以外に+1名まで可とする。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

- (1) 本会則は総会の議決がなければ変更することができない。
- (2) 本会則は平成 27年5月31日施行する。
- (3) 本会則は平成28年5月15日から一部改定する。
- (4) 本会則は2020年5月1日から一部改定する。